

新旧対照表

地区計画区域 面積		約10.3ha ⇒ 約10.8ha
地区施設	道路	約2.06ha ⇒ 約2.18ha
	公園 (公園の数)	約0.70ha ⇒ 約0.73ha (3箇所) ⇒ (4箇所)
地区整備計画	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 共同住宅(2以上の玄関を有し、内部で往来することができる扉又は内部階段等が設置されている共同住宅を除く。)、寄宿舍又は下宿 (2) 学校、図書館その他これらに類するもの(集会所を除く。) (3) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (4) 老人ホーム、保育所、身体障害者施設ホームその他これらに類するもの (5) 公衆浴場
	建築物の敷地面積の最低限度	165㎡ ただし、仮換地の指定時において、165㎡未満の土地について、その全部を一の敷地として使用する場合は、適用しない。
	壁面の位置の制限	1 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から当該建築物の敷地と道路(区域外の道路を除く。)との境界線(隅切部分を除く。)までの距離の最低限度は、1mとする。 2 前項に定める距離の最低限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定は適用しない。 (1) 車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.5m以下で、かつ、床面積の合計が10㎡以内であること。 (2) 外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であること。
	かき又はさくの構造の制限	道路に面する側のかき又はさくの構造は、生垣によるものとする。 この場合において、ネットフェンス等透視可能なもの又は高さ60cm以下のブロック塀若しくはこれに類するものの併設を妨げない。
樹林地帯 (残地森林・法面緑地・造成緑地)		約2.15ha ⇒ 約2.26ha